

平成 31 年 2 月

(第 2 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会
閉 会

平成31年 2月21日
平成31年 2月21日

午後 1時00分
午後 2時15分

2 出席委員等

橋本 教育長	上原 委員	安藤 委員
千 委員	小畑 委員	安岡 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

小橋 教育次長	前川 教育監
西村 管理部長	細野 指導部長
大路 総務企画課長	栗山 学校教育課長
片山 社会教育課長	森下 文化財保護課長
下村 総務企画課副課長	片又 総務企画課副課長
貴島 総務企画課総括指導主事	岡 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 報告事項

ア 平成30年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について

【細野指導部長の報告】

- この調査は、いじめの実態把握を行うことにより、いじめの早期発見・早期対応につなげていくため実施している。
- 調査対象は、京都市立学校を除く全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒で、いじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施している。
- 調査結果について、認知については、児童生徒が「嫌な思いをした」と感じたものから幅広く丁寧に把握している。
- 解消については、改定された国の基本方針に基づき、いじめの行為が少なくとも3カ月間止んでおり、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないものである。
- 未解消については、「いじめの行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、3カ月を経過していないもの」が見守り、「いじめの行為は止んでいるが、被害児童生徒の心身の苦痛が残っているもの」が要支援、「いじめの行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」が要指導である。
- 重大事態については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態に該当するものである。
- 小中学校の実施状況について、小学校は在籍者数が61,135人で調査数が60,870人、中学校は在籍者数が29,932人で調査数が29,687人である。
- 小学校では、認知が10,682件、解消が461件、未解消の内、見守りが7,181件、要支援が1,570件、要指導が1,470件、重大事態が0件となっている。
- 中学校では、認知が935件、解消が77件、未解消の内、見守りは520件、要支援が194件、要指導が144件、重大事態が0件となっている。
- いじめの態様について、小中学校ともに1番多いのが、「冷やかしからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことが言われる。」、2番目に多いのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」となっている。
- 次に高等学校と特別支援学校の状況について、高等学校は在籍者数が33,012名で調査数が32,871名、特別支援学校は在籍者数が1,539名で調査数が1,536名である。
- 高等学校の全日制課程では、認知が260件、解消が24件、未解消の内、見守りが131件、要支援が57件、要指導が48件、重大事態が0件となっている。
- 特別支援学校では、認知が114件、解消が41件、未解消の内、見守りが33件、要支援が13件、要指導が27件、重大事態が0件となっている。
- いじめの態様については、高等学校全日制課程で1番多いのが、「ひやかしからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことが言われる。」で、2番目に多いの

- が、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」である。
- 特別支援学校では、1番多いのが「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことが言われる。」で、2番目に多いのが、「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」である。
 - 5ページには、昨年度と本年度の1回目のいじめ調査の結果を載せているので、後ほどご覧おきいただきたい。
 - 次の資料は、先日の千葉県野田市において小学4年生の死亡事案が発生したことを受け、市町の教育委員会へ通知した文書である。
 - 本事案は、被害児童生徒が虐待を受けている事実を、いじめに関するアンケートに対して回答したり、長期間の欠席が続いていたにも関わらず、関係機関の対応が十分になされていなかったため、死亡に至ったと考えられている。
 - また、市町の教育委員会の職員が当該児童の保護者からの要求に抗しきれずに、このいじめに関するアンケートを手交するという不適切な対応があったということも明らかになっている。
 - 政府では、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議を新たに設置し、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定されているという状況である。
 - 文科省はそのことを受けて、浮島文部科学副大臣を主査とする、本事案に関するタスクフォースを設置された。
 - そのような動きの中で、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について、実施されることになり、学校に対しては、2月14日現在において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等について、面会をして状況把握をしてもらうというものである。
 - 教育委員会に対しては、点検結果の取りまとめだけではなく、児童虐待の通告等により、要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたものについても報告を求めている。
 - 府教育委員会としては、本点検等を通じ、虐待が疑われる事案に対して、教育委員会・学校、市町村、児童相談所、警察等関係機関が連携して情報共有を図り、より一層組織的に対応するように市町の教育委員会に通知したところである。
 - 文科省からは、本点検に関し、年度末の時期でもあるので、他の調査の提出期限を延長したり、研究指定事業等の報告の内、年度内の提出の必要がないものは、4月以降の提出を認めたりする等、本点検実施に伴う業務の負担軽減についても示されている。
 - なお、今回のいじめ調査においては、虐待を疑うような事案の報告は受けていないという状況である。

【質疑応答】

- 上原委員
千葉の事案では、いじめ調査の結果を親に見せたことが報じられているが、京都府ではそのような場合に対するルールを指示しているのか。
- 栗山学校教育課長
府教育委員会としてそのような場合の対応の指示はしていない。いじめ調査は親からの虐待を想定しているものではないが、仮にそういった記載があった場合は、その加害者に対して見せるということは考えられないので、今回のこ

とを契機として、今後はそういうことを含めて留意すべき事項について、会議等の中で指導、助言したいと考えている。

- 上原委員
ある程度明確なルール作りが必要ではないか。
いじめのアンケートでは、親から自分の子どもがどのような内容を書いているのか見せてほしいと言われたらどう対応するのか。
- 栗山学校教育課長
通常のいじめの事案については、保護者と連携した対応が必要な場合もあるので、保護者に見せる場合もある。虐待事案のような想定していないケースとは切り分けて考える必要がある。
- 上原委員
現場の判断がぶれる事もある。ガイドラインや校長の研修の場などで、ある程度明確なものを示した方がいいと思うので検討していただきたい。
- 安岡委員
認知された事案に対しては、学校医の先生等による心理的なケアなどの対応をしているのか。
- 栗山学校教育課長
認知したものについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めたいじめ対策組織の中で、それぞれの事案に対応されている。その上で、一定期間後にフォローアップをして、最終的に解消されたかを確認する段取りになっている。
- 安岡委員
この調査は、続けて行っていくということか。
- 栗山学校教育課長
内部的にフォローアップしており、第2回目の調査のタイミングで第1回目
が解消されているかを確認し、第2回目も一定期間後に解消されているかを確認する。
- 安岡委員
重大事態が一件でもあれば大変なことである。子どもたちのためにも見落とすことなくやっていただきたい。
- 小畑委員
未調査とはどういうことなのか。調査できていないところに問題が潜んでいるのではないのか。
- 栗山学校教育課長
一番多いのは、保護者の意向により、フリースクールやオルタナティブスクールに通っている児童生徒である。義務教育では、必ずどこかの学校に籍があるので、調査対象になっているが、学校に来ていないため調査ができていない。この未調査者については、基本的には不登校の子であっても調査をするようにとお願いをしており、今後も1人でも多くの状況が把握できるように、調査をしていきたい。
- 小畑委員
学校に来ていない人の方が虐待の可能性もあるかもしれない。こういうところを注意する必要があるのではないか。
- 橋本教育長
今回の虐待が疑われる事案に関する点検とも重なる可能性の高い部分であるため、最も注意する必要があると思う。
- 千委員

未調査者の状況の内訳の中に「病気・入院・死亡等により調査ができない」とあるが、死亡はちょっと意味合いが違うと思うので、項目を分けられないのか。

○ 栗山学校教育課長

死亡は非常に稀なケースであり、調査対象期間の途中に何らかの理由によって亡くなられた場合を想定している。表記については文科省の調査に合わせているが、精査したい。

○ 千委員

その他とはどういうケースなのか。

○ 栗山学校教育課長

保護者が外国人で母国に帰っており、日本にいないため調査ができないというケースが多い。

○ 千委員

それは割と重要な項目であると思う。

○ 安藤委員

子ども達を見ていると、自己肯定感が低いような気がする。特定の子ができる子を邪魔して、邪魔をされた子は我慢できなくて物を投げってしまうのを涙にする。学級運営については、若い先生も多い中で、先生の力量の差もあるのかもしれないので、小学校でのスクールカウンセラーの配置を拡充するなど違う面からの手立ては考えられないか。

○ 栗山学校教育課長

いじめの認知は進んでいるが、若い先生が多くなり、対応がうまくいっていない場合もある。教職員以外の外部の方の力を借りていじめ問題に対応するようにお願いしているため、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の配置を進めていかなければならないと考えている。来年度の予算については、現状の配置を維持したまま、不登校の子どもたちが通う教育支援センターのスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの拡充を図ったところである。今後も各学校への配置についても拡充していきたい。

○ 上原委員

市町毎の認知件数だけでは比率がわからない。表に、全児童生徒数を入れた方がいいのではないか。

虐待に関する緊急点検の対象者はかなりの数になると思うが、担任が家庭訪問することが前提なのか。働き方改革の流れの中、この緊急点検で現場は大変だと思う。

○ 栗山学校教育課長

基本的には担任が訪問することになる。文部科学省も働き方改革の観点から負担軽減の事務連絡を合わせて通知している。学校に来ている子でも虐待を受けている場合もある。新しい負担になると思うが、負担軽減をしながら取り組まなければならないと思っている。

○ 上原委員

千葉県の事案もその子にとっては、学校がいちばん安らぐ場所であったのかなと思う。緊急性を要する案件なのはわかるが、登校していない子どもだけを対象にした調査なのはどうかと思う。

○ 橋本教育長

同じ事を思ったが、事案の重さから緊急点検ということでこういう形になった。実質3週間しかないので学校現場も困っているがやらなくてはならない。結果については後々報告したい。

イ 平成31年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」について

【栗山学校教育課長の報告】

- 「学校教育の重点」は、「京都府教育振興プラン」に示された基本理念を実現するために、教育現場において、年度ごとに重点的に取り組むべき事項として、毎年策定しているものである。
- まず表紙について、タイトルの字の大きさや字体、色合い、写真のキャプションの入れ方などは、「社会教育を推進するために」と合わせるように印刷業者に依頼する予定である。
- 次に、大きく4面に開いた内側のページについて、全体が、京都府教育振興プランの10の重点目標と、40の主要な施策の方向性に沿って、取り組むべき重点項目を掲載しており、主な修正点について説明する。
- 重点目標1の⑦は、従来は、「ICTを活用した学習指導の充実」という表記であったが、「校内のICT環境を計画的に整備」と「プログラミング教育の充実」を加えた。
- 重点目標2の②は、前回は最後の語尾の部分が、「心の教育の充実」となっていたが、より広い形となるよう文言を修正した。
- 重点目標4の⑤は、来年度、幼児教育アドバイザーの配置を中心に、幼児教育の質の向上について更に力を入れなければいけないと考えているため、その点を明確化するために「幼児期の教育の質の向上」を追加した。
- 重点目標5の⑥は、「情報手段を活用する能力」というかなり狭い表現をしていたが、ICTツールを使ってどのような力を身に付けるかということも重視し、文言を修正した。
- 重点目標5の⑦は、「交流体験などによる異文化を理解尊重する資質や能力の育成」という記載だけであったが、平成32年度からは小学校英語を中心とした英語教育を充実するタイミングのため、外国語教育の文言を入れ、コミュニケーション能力の育成についても表記することにした。
- 重点目標6の③は、従来は、「いじめ・暴力行為・不登校の未然防止や早期発見・早期対応」としていたが、アクションプランでもある不登校についてはいじめ・暴力行為と一緒に記載するのは不十分であるとの考えにより、不登校については別立てで記載をした。
- 重点目標7の③は、働き方改革という言葉が入っていなかったため、「業務改善を初めとする」とした上で、働き方改革全体を推進するということを明記した。
- 次に、扉を閉じた左側のページは、学校段階ごとに留意すべき事項について記載している。
- 右側のページは平成31年度の重点戦略で、主体的・対話的で深い学びを中心に、それを通して身に付けるべき資質・能力について、より記載を充実するなどの修正をしている。
- いじめの問題、薬物乱用防止あるいは府立高校特色化についても、重要であるため昨年度から引き続き記載をしている。
- 一番後ろのページには、京都府教育振興プランの基本的な考え方を記載し、下段には、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の取組みについて追加している。

【片山社会教育課長の報告】

- 「社会教育を推進するために」については、平成23年度から毎年度の京都府の社会教育の方向性についてとりまとめ、目標や具体的対応などを示すものとして策定している。
- 平成31年度版については、国の中教審答申を参考に、今後の地域における社会教育の役割を示す視点で整理し、新規事業や事業名の変更、事業の進捗状況による時点修正を行っている。
- 表紙は、例年通り、府教委、各社会教育関係団体が市町教育委員会や学校・家庭・地域とともに取り組んでいる社会教育関係事業の写真を掲載している。
- 次に、真ん中から開いたページについて、これまで、見開き全体で示していた京都府の社会教育の全体像を表したイメージ図を左ページにまとめ、右ページに、子どもへの支援の充実を更に推進するため来年度、社会教育が重点として取り組むこととしている「人がつながる地域づくり」について、目標と具体的対応を示すこととした。今年度の大きな変更点は、新たにこのページを設けたこととなる。
- 内容については、まず、学校と地域が一体となって、子どもたちを社会総がかりではなくむための、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の取組を、先ほどの学校教育の重点同様、イメージ図として掲載している。
- 中ほどの四角囲みには、「人がつながる地域づくり」に向けて、地域住民の学びの場の提供や活動の場の提供を目標として掲げている。そして、具体的な対応として、「学びでつながる」「活動でつながる」としてそれぞれ整理をしている。
- 「学びでつながる」では、大人が生涯にわたって学び続け、その成果を、次代を担う子どもの教育に活かすこと、子どもの成長に関わる中で大人も子どもとともに成長すること、そのために、大人の学習の機会やつながりづくりのきっかけとなる、掲載の研修会や講座などの充実を努めることとしている。
- 「活動でつながる」では、地域住民が支援員等として活動いただく、地域学校協働活動や地域未来塾、京のまなび教室、また、PTA活動などを掲載している。
- 次に、大きく開いたページでは、社会教育の基本的な柱である「生涯学習の振興」、「家庭の教育力の向上」、「地域社会の教育力の向上」、「人権教育の推進」、「子どもへの支援の充実」について、それぞれ「目標」と「具体的対応」を掲載している。
- 昨年度との主な変更点は、「家庭の教育力の向上」については、具体的対応の②に、今年度作成予定の食をテーマとした家庭教育資料「みんなで食を楽しもう」を通じて、家庭教育を支援する取組の推進を追加した。
- また、③で、来年度新規事業の家庭教育アドバイザーを配置し、就学前から切れ目のない支援を届けるネットワークづくりの推進を追加した。
- 「地域社会の教育力の向上」については、人がつながる地域づくりに、具体的な対応を一部移動している。
- 「人権教育の推進」では、京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）の目標との整合性を図るため、「一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて」に文言整理をしている。
- 「子どもへの支援の充実」については、まだ記載できていないが、具体的対応の④に、来年度新規事業の「自然体験活動事業」を追加する予定である。
- 最後に、裏面について、昨年までと同様に、京都府教育振興プランの概要及

びプランの重点目標と記載内容との関連について示したものを掲載している。

【質疑応答】

○ 小畑委員

学校教育の重点について、1点目は、重点目標7の③では、家庭と地域との連携を含めて働き方改革を進めていかないと勤務時間を減らすことができないと思うので、学校と地域と家庭との役割分担の見直しのような文言を記載したほうがいいのではないか。

2点目は、重点目標9に関して、美山町では、都会の小学生を寄宿舎に受け入れて、地域の人も協力しながら山村留学をしていると伺っている。京都府北部で人口が減っているので、そのような事に力を入れてはどうなのか。

3点目は、重点目標5の⑦の関係で、先日スクールミーティングで田原小学校に行き、英語教育を通じたコミュニケーション能力向上について視察した。とても素晴らしい授業が行われており、子どもたちもその流れに乗って、非常にいい教育をしていると思った。このような新しい教育カリキュラムの開発と、教員に対してどのように研修しているのかを知りたい。各学校に任せるのではなく、教育委員会が、統一的なカリキュラムを作り、教員に対する研修をする必要があるのではないか。

○ 栗山学校教育課長

1点目については、働き方改革の推進の観点から地域住民や保護者との役割分担を見直すという言い方については、十分配慮が必要であると思う。コミュニティ・スクール導入の目的の一つは、地域の力をより良く使えることによって、先生が子どもと向き合う時間を増やすということがある。少し全体を見ながら、ご指摘の趣旨も踏まえて考えていきたいと思う。

3点目の主に小学校英語のカリキュラム開発については、文部科学省も様々なカリキュラムを示しており、府としては、授業の計画案を教育局や本庁・センターの指導主事が連携して作成し、お示ししており、各市町も、独自色を出したものを検討されている。研修は、文部科学省がカスケード研修という形をとっており、まず優れた教員に文部科学省が所管する教職員支援機構という研修機関で研修を受けてもらい、研修を受けた教員が、各都道府県で様々な教員を教え、中核教員を作り、その中核教員が研修をするといったような仕組みの研修をしている。小学校英語については、来年度も研修の機会を設けているが、どのように本格的に始めたらよいか悩んでいる。京都府教育委員会として、何が出来るか引き続き検討しなければならない。

○ 橋本教育長

2点目については、人口減少が進む中で、京丹波町や南丹市、綾部市などが、移住促進対策をしている。その取組と合わせて、教育側でも何をするのかということで、地域によって内容に差はあるが、地域学校協働活動を使いながら、地域住民の方々と一緒になって子どもたちの教育支援をしていくような仕組みを作り、実際に効果を発揮していけばいいと思う。直接的に書いてないが、教育側から見るとまさに地域学校協働活動の取組がそれに当たると思う。

○ 上原委員

養護教諭は、虐待に対して、担任や関係機関と連携することでもっと活躍できると思う。

○ 橋本教育長

最近学校から児童相談所へ通報する割合が高くなっており、養護教諭が中

- 心になり通報することが増えているので、機能してきたと思っている。
- 千委員
一つの図に「薬物乱用防止」と「いじめの問題」という文言が並べてあるが、「いじめ防止」という記載でもいいのではないかと思う。
「子どもは地域の未来を担う存在」の図は、もっとわかりやすい方がいいのでは。たくさん書いてあると見づらい。
 - 栗山学校教育課長
いじめの問題については、いじめが起きてしまった後のことも想定している。より伝わりやすい言葉がないかを含めて検討したい。

(3) 議決事項

ア、第4号議案 平成30年度京都府指定文化財の指定について

【森下文化財保護課長の報告】

- 指定等については、昭和57年度以来、今回が37回目となる。分野は、建造物4件、美術工芸品10件、無形文化財1件、記念物2件の計17件で、いずれも指定となっている。
- 地域は、できる限り府内均等に、という形で臨んだが、南山城地域や南丹市に所在するものでも、所有者が京都市内という物件があるため、京都市に偏る結果となり、京都市8件、中丹3件、丹後6件となっている。
- 案件の概略としては、建造物は、宮津カトリック教会を除く3件はいずれも江戸時代の建物で、全て優れた意匠や装飾があり、それぞれが所在する地域の特色を顕著に表しているものである。
- 美術工芸品のうち絵画3件は、いずれも室町時代の絵巻物である。⑤は、弘法大師の伝記、⑥は壬生寺の創建、沿革と本尊の地蔵菩薩の靈験を、⑦は日蓮の伝記をそれぞれ表した縁起絵巻である。いずれも室町時代に作成され製作年代がわかる優品である。
- 彫刻3件のうち、⑧は木津川市加茂町にある5軀の観音像である。⑨・⑩はいずれも宮津の成相寺の麓にある大谷寺所蔵品で、⑨の木造阿弥陀如来、⑩の木造不動明王は、室町時代の年号が記されており、室町時代に作られた経緯が確認できる。また⑨の両脇侍は平安後期の作品で、近接する丹後一宮・籠神社の神宮寺としての大谷寺に伝わる貴重なものである。
- 古文書は、綾部市の光明寺所蔵で、同寺に国宝の二王門があり、その修理に際して、貴重な古文書が見つかったものである。いずれも中世村落の様相を知ることができる貴重な資料である。
- 考古資料では、巨大な前方後円墳に次ぐ有力者の墓の、⑫福知山市と⑬京丹後市の方墳から出土した資料である。福知山のヌクモ2号墳から出土した龍虎鏡は、中国の三国時代、3世紀に製作されたもので、これが伝わり、伝世して5世紀の古墳に埋葬されたもので貴重な資料である。⑭の舟形石棺は大型の前方後円墳からの出土品である。現在、与謝野町に古墳公園があるが、その中心にある蛭子山古墳の埋葬施設から出土したものである。
- 無形文化財は、⑮絞り染め作家の小倉敦史氏である。
- 記念物は、史跡として⑯は京田辺市の同志社大学構内にある古墳時代の終わり頃の古墳群で、横穴式石室という石で部屋を造って人を埋葬したものである。⑰は園部落主の墓所である。良好に藩主の墓所が残っているものである。

- 全てが、去る2月15日に、京都府文化財保護審議会により指定の答申を受けた。なお、資料の6、7頁に今回の物件を含めた指定等文化財の一覧を示している。

【質疑応答】

- 小畑委員
文化財が指定されるプロセスを教えてください。
- 森下文化財保護課長
文化財保護課の技術職員が毎年、府内の文化財の中からリストアップして、それぞれ専門の分野から調査をしている。その内容を文化財保護審議会の先生方に指導いただきながら、最終的にこういう形で案にしている。
- 安岡委員
文化財を指定するに当たり申請が溜まっていたりするのか。
- 森下文化財保護課長
府指定文化財については、自薦で上がってくるものはほとんどなく、文化財保護課の技術職員が、従来から持っている情報を基に、物件を選択して調査を進めている。なお、今回の指定案件の中には、そのように一から職員が調査する物件に加えて、昨年度に暫定登録した物件が6件入っている。暫定登録文化財は、将来指定等の候補になってくると思われるものを暫定登録する制度として昨年度から開始したが、そのようにその中から指定に格上げしているものもあり、今後も数を増やしていきたいと考えている。

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告

